令和 3 年12月28日付け新潟県選挙管理委員会規程第16号(公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程) 33ページの

Γ	新発田市	(略)	(略)	新発田市	(略)	(略)	1
		介護老人保健施設	新発田市虎丸		介護老人保健施設	新発田市虎丸	i
		二王子	452		二王子	452	1
		介護医療院 豊浦	新発田市荒川				
		<u>壱番館</u>	甲 1611 番地 8				ì
]
は、							
Г		(-4)	(-4-)		(m4a)	(-4-)	i
	新発田市	(略)	(略)	新発田市	(略)	(略)	
'	新発田市	(略) 介護老人保健施設	(略) 新発田市虎丸	制発田市 	(略) 介護老人保健施設	(略) 新発田市虎丸	
'	新発田市			制発田市 			
	新発田市	介護老人保健施設	新発田市虎丸	新発田市 	介護老人保健施設	新発田市虎丸	
	新発田市 	介護老人保健施設 二王子	新発田市虎丸 452	新発田市 	介護老人保健施設	新発田市虎丸	
	新発田市	介護老人保健施設 二王子 <u>介護医療院 豊浦</u>	新発田市虎丸 452 新発田市荒町	新発田市 	介護老人保健施設	新発田市虎丸	J